各　位

趣　意　書

昭和薬科大学は昭和5年（1930年）、各種学校から専門学校への昇格を目指した女子生徒たちを中心に、教師や篤志家、父母らの協力により創設されました。それ以来、オーナー創立者を持たない自由闊達で家族的な校風のもと、これまでに2万人近い卒業生を薬学に関連する様々な分野へ送り出し、名門薬科大学としての発展を遂げてきました。

平成18年には医療技術の高度化や医薬分野の進展に対応するため、薬学部は6年制教育課程に移行しました。本学ではこれに伴い、平成21年に臨床薬学教育対応の第2講義棟を竣工するとともに、聖マリアンナ医科大学病院をはじめとする40を超える大学病院や基幹病院と臨床実務実習契約を締結しました。また、聖マリアンナ医科大学、東海大学、杏林大学、東京大学、聖路加国際大学、東京純心大学の医学部や看護学部と連携し、チーム医療教育を学ぶ「多職種連携教育（IPE：Interprofessional Education)」を積極的にカリキュラムに組み込み、独自の薬学教育の充実を図っています。

さらに､平成24年には6年制教育課程を基盤とする4年制大学院博士課程薬学専攻を開設し、臨床マインドと高度な専門性、研究マインドをバランスよく備えた「ファーマシスト・サイエンティスト（Pharmacist-Scientist）の育成」を目指しています。令和6年には、昭和薬科大学附属高等学校・中学校がある沖縄県と「薬剤師等の育成・確保に関する連携協定」を締結し、地域に貢献できる薬剤師の育成や地域医療課題の解決にも尽力しています。

一方、平成2年に移転した町田キャンパスは築35年が経過し、校舎や研究施設の老朽化への対応が課題となっています。大規模修繕や新たなICT教育環境の拡充など、多額の資金を必要とする事業を進める必要があります。また、少子化による18歳人口の減少に伴う入学者確保競争の激化や公的補助金の減少など、本学を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。

本学は、令和12年（2030年）の創立100周年に向けて、「時代が求める次世代の薬剤師を育成し、人類の健康に貢献する」ことを使命と考えています。この実現のため、毎年「教育・研究施設設備の充実」に向けた寄附を募り、卒業生や学生の保護者をはじめ、広く関係者の皆様にご支援をお願いしております。

つきましては、本趣旨をご賢察いただきまして、引続き温かいご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和８年　２月

学校法人　昭和薬科大学
理事長　渡部一宏

昭和薬科大学
学長　宇都口直樹

昭和薬科大学教育充実資金寄附金募集要項

1. 名　　称　**「昭和薬科大学教育充実資金寄附金」**
※この寄附金は任意のものであり、入学を条件としたものではありません。
※この寄附金は「特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第 78 条第 2 項第 3 号又は法人税法第 37 条第 4 項に規定する寄附金」であり、出資目的寄附金ではありません。

2. 目　　的　昭和薬科大学薬学部の教育・研究施設設備充実のため

3. 目 標 額　５０，０００，０００円

4. 金　　額　一口　１０，０００円（金額に関わらず有難くお受けいたします）

5. 募集期間　令和 ８ 年 ２ 月 ～ 令和 ９ 年 １ 月

6. 申込方法　最寄りの銀行又はゆうちょ銀行・郵便局よりお振込みください。
尚、令和 4 年 2 月より同封の払込取扱票の取扱いが変更になりました。
詳細については本学ホームページの、「卒業生の方へ」→「寄附金の募集について」→「払込取扱票の取扱いの変更について」をご参照ください。
令和 6 年 4 月よりクレジットカードやコンビニ支払いによる寄附が可能となりました。
詳細については同封のチラシや本学ホームページをご参照ください。

7. 免税措置
【個人の皆さま】

所得税について

平成 23 年度の税制改正に伴い、既存の「所得控除制度」に加え、新たに「税額控除制度」が導入され、寄附者がいずれかを選択できるようになりました。（1）の税額控除を選択した場合、所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、（2）の所得控除と比較してほとんどのご寄附について減税効果が大きくなります。（2）は所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方は減税効果が大きくなります。

（1）税額控除　（寄附金額 －２千円）× 40% ＝ 所得税控除額　（所得税額の 25%が限度）

（2）所得控除　　寄附金額 －２千円 ＝ 所得控除額

いずれも年間の合計寄附金額が年間総所得金額の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

個人住民税について

都道府県又は市区町村が条例で指定した団体に対して、２千円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から税額控除することができます。
（本学を条例指定している地方公共団体：東京都、町田市）

（寄附金額※1 －２千円）× 住民税控除率※2 ＝ 住民税控除額

※1 控除対象となる寄附金額はご寄附された年の総所得金額等の 30%が上限となります。
※2 都道府県が指定した寄附金…4%、市区町村が指定した寄附金…6%、都道府県と市区町村の双方が指定した寄附金…10%

ご寄附いただいた年の翌年1月1日のご住所の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。
お住まいの各自治体へお問い合わせ下さい。

8. 控除手続　所得税と住民税双方から寄附金控除を受けるには所轄の税務署にて確定申告が必要です。確定申告の手続には、本学発行の「寄附金領収書」及び「特定公益増進法人証明書(写)・税額控除に係る証明書(写)」が必要となります。所得税の確定申告をせず、住民税の寄附金税額控除のみの適用を受ける場合はお住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

【法人の皆さま】　法人による寄附の場合、特定公益増進法人に対する寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入することが可能です。

9. 新入生の皆さま　**大学及び沖縄の附属校にご入学された年の寄附金につきましては、「学校の入学にかかわる寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象から除外されます。**
※入学願書受付の開始日から入学が決定された年の年末迄の期間内に納入したものをいう。
（例）大学卒業生の御子女又は、在学生のきょうだいが、大学及び沖縄の附属校を受験予定もしくは入学された場合で上記（※）の期間内における寄附は免税措置の対象とはなりません。

10. お問い合せ先　〒194-8543　東京都町田市東玉川学園三丁目 2 番 1 号
昭和薬科大学　募金事務室（総務課内）
電話　042-721-1505（総務課直通）　042-721-1511（代表）